

長福第1747号
住 第606号
平成25年12月18日

サービス付き高齢者向け住宅
登録事業者 各位

茨城県保健福祉部長寿福祉課長

茨城県土木部都市局住宅課長

(公 印 省 略)

高齢者向け住宅における防火安全体制の徹底及び点検について

平成25年11月30日夜、茨城県ひたちなか市の高齢者向け住宅にて発生した火災により、入居者1名が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

貴殿の管理するサービス付き高齢者向け住宅におかれましても、別添をご参考に防火体制及び万一の場合の消火、避難、通報体制の確保について点検されますよう、お願いいたします。

※別添中の「別紙1」については、長崎県の認知症高齢者グループホーム火災の詳細であるため、今回は添付を省略しております。

茨城県保健福祉部長寿福祉課介護保険室
事業所指導・監査グループ 中村・御園生
TEL：029-301-3343
茨城県土木部都市局住宅課
民間住宅・住宅指導グループ 中島・田口
TEL：029-301-4759

「別紙1」については、長崎県の認知症高齢者グループホーム
火災の詳細であるため、今回は添付を省略しております。

別 添

消 防 予 第 5 6 号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533